大気汚染防止法に基づく 特定粉じん排出等作業実施届出の手引き

平成26年10月

山梨県森林環境部大気水質保全課

1. 大気汚染防止法の目的

この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制すること等によって、大気汚染の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的としています。したがって、この法律には、規制の対象となる施設や作業、届出の内容、排出基準及び作業基準並びに罰則等が定められています。

2.特定粉じん(石綿)に関する規制について

石綿(アスベスト)は、昭和30年頃から使われ始め、安価で耐火性、耐熱性、防音性など多様な機能を有していることから、建築材料として、様々な建築物等に広く使用されてきました。

しかし、石綿の暴露後数十年を経て発症する中皮腫や肺がん等の重篤な疾病による健康被害が社会問題となり、石綿を使用する製品の製造が順次禁止されるとともに、石綿を使用した建築物の解体工事等に伴う暴露防止や一般大気環境中への飛散防止対策の強化が図られてきました。

大気汚染防止法では、建築物・工作物を解体する際の石綿飛散防止のため、石綿使用の有無の事前調査や石綿除去作業の際の作業基準などを規定しています。

3.規制の対象となる作業

特定建築材料()が使用されている建築物及び工作物を解体、改造、又は補修する作業が規制の対象となる作業です。(以下、「特定粉じん排出等作業」という。)

()特定建築材料:吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材 (石綿を意図的に含有させたもの又は石綿が質量の0.1%を 超えて含まれているもの)

特定建築材料の具体例

特定建築材料の種類	建築材料の具体例	使用箇所の例(使用目的)
吹付け石綿	吹付け石綿	壁、天井、鉄骨
7(1317) [211]	石綿含有吹付けロックウール(乾式・湿式)	(防火、耐火、吸音性等の確保)
	石綿含有ひる石吹付け材	
	石綿含有パーライト吹付け材	
石綿を含有する断熱材	屋根用折板裏断熱材	屋根裏、煙突
(吹付け石綿を除く)	煙突用断熱材	(結露防止、断熱)
石綿を含有する保温材	石綿保温材	ボイラー、化学プラント、焼却炉、
(吹付け石綿を除く)	石綿含有けいそう土保温材	ダクト、配管の曲線部
	石綿含有パーライト保温材	(保温)
	石綿含有けい酸カルシウム保温材	
	石綿含有ひる石保温材	
	石綿含有水練り保温材	
石綿を含有する	石綿含有耐火被覆材	鉄骨部分、鉄骨柱、梁、エレベーター
耐火被覆材	石綿含有けい酸カルシウム板第二種	(吹付け石綿の代わりとして耐火性
(吹付け石綿を除く)	石綿含有耐火被覆塗り材	能の確保、化粧目的)

4.解体等工事に係る事前調査及びその説明について

解体等工事(1)の発注者から解体等工事を請け負う受注者は、当該工事が特定工事(2)に該当するか否かの調査を行い、その結果及び届出に必要な事項を発注者に書面で説明しなければなりません。また、自主施工者の場合も当該工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行わなければなりません。

なお、解体工事の**発注者**は、調査に要する費用を適正に負担するなど、受注者の調査に協力しなければなりません。

- (1)解体等工事:建築物等の解体・改造・補修作業を伴う建設工事 (ただし、大気汚染防止法施行規則で定める平成18年9月1日以後に 着手した建築物を解体等する場合を除く)
- (2)特定工事:特定粉じん排出等作業を伴う建設工事
- ~ 受注者が発注者に書面で説明する事項
 - ・特定工事に該当するか否かの調査結果
 - ・調査の方法
 - ・調査を終了した年月日
 - ・特定工事に該当する場合は、届出に必要な事項

説明は、「解体等工事の開始の日」 事の開始の日」出 「特定粉じん排出日の14日前」のいず れか早い日まで 行います。

5 .事前調査結果の掲示について

調査を行った受注者または自主施工者は、解体等工事を施工する時は、 調査の結果等を解体等工事の場所において公衆に見やすいよう掲示板を設け て掲示しなければなりません。

なお、当該掲示は解体等工事を開始 する前までに行ってください。

この掲示は、特定工事に該当しない 場合においても、掲示する必要があり ます。

調査終了 平成〇年〇月〇日 事前調査の結果 石綿障害予防規則第3条第3項の規定による掲示 大気汚染防止法第18条の17第4項の規定による掲示 □ 設計図書等により確認(主な書類の名称: ☑ 現場での目視確認等 調査方法 ☑ 石綿が吹付けられていないことの確認(石綿則第3条第2項ただし書きの場合) ☑ 分析での確認 (・JIS法での定性分析 ・JIS法での定量分析 ・その他) □ この建物には石綿含有建材はありませんでした (特定工事に非該当) ☑次の石綿含有建材がありました (特定工事に (該当) 非該当) 部分:1階機械室 結果概要 特定建築材料の種類:吹付け石綿(アモサイト) ☑ 分析せずに次のものを石綿含有建材として取り扱います (特定工事に 装当 (非該当) 建材の種類:屋根用化粧スレート

調査者より依頼

した分析機関

〇〇環境センター(株)

〇〇建設(株) 代表取締役〇〇〇〇

山梨県〇〇市〇丁目〇番〇号

掲示板の例

- ~掲示する事項~
- ・特定工事に該当するか否かの調査結果
- ・調査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

調查者

- ・調査を終了した年月日、調査の方法
- ・特定工事に該当する場合は、建築物の部分における特定建築材料の種類 上記内容を石綿障害予防規則に基づく掲示に追記する形で差し支えありません。

6 . 特定粉じん排出等作業実施届出について

大気汚染防止法の改正により平成26年6月1日から、特定粉じん排出等作業実施の 届出義務者が、工事の施工者から、**工事の発注者又は自主施工者**となりました。

特定工事の発注者又は自主施行者は、特定粉じん排出等作業の開始の日の**14日前**までに、「特定粉じん排出等作業実施届出書」を作業場所の所在地を管轄する林務環境事務所(7ページ参照)に届出てください。

なお、特定粉じん排出等作業の開始の日とは、除去に係る一連の作業の開始日です。 具体的には、除去に先立ち作業区画の隔離や、集じん・排気装置の設置等の飛散防止の ための作業を開始する日です。

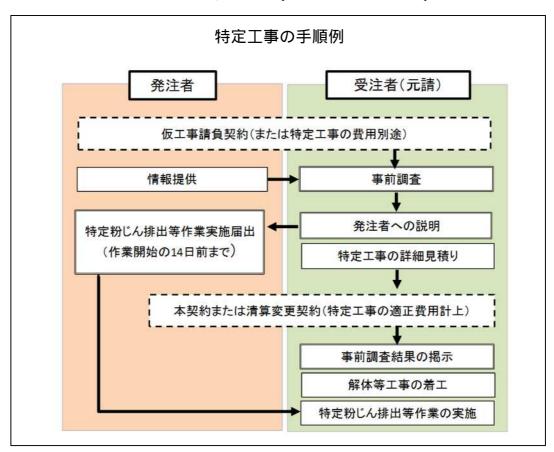
・届出様式

様式第3の4 (8ページからの記入例、記入要領を参照してください)

2件以上の特定粉じん排出等作業が、同一の建築物その他工作物、同一の工場又は同一の事業場で行われる場合には一つの届出書によって届出をすることができます。この場合は、1つの作業ごとに別紙を作成してください。

・届出部数

2部(うち1部は届出者の控えとなります) 図面等の大きな用紙は折り畳んで、A4版(届出様式の大きさ)に統一してください。



7.作業基準について

特定建築材料が使用されている建築物等の解体、改造、補修をする際には、作業の種類ごとに遵守しなければならない『作業基準』が定められています。

作業基準を遵守していない場合、知事は作業基準の適合又は作業の一時停止を命じることができます。

(大気汚染防止法施行規則 第16条の4 及び 別表第7関係)

_ (ス	、	6条の4 及び 別表第7関係)
	作業の種類	作業等の基準
施行規則 第十六条の四	全ての特定粉じん排出等作業	見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。 イ 届出年月日 提出先 届出者の氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名 届出者の住所 日 特定工事を施工する者の氏名または名称 法人にあっては代表者の氏名 特定工事を施工する者の任所 八 作業実施期間 工 作業の方法 ホ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名 現場責任者の連絡場所
規則別表第七の項	吹付け石綿が使用されている 建築物等におけるすべての解体 作業及び吹付け石綿を除去する 改造・補修作業 石綿を含有する断熱材、保温材 及び耐火被覆材を以下の方法 除去する解体作業及び改造・補修 作業 除去の方法:掻き落とし、 切断、破砕 (二の項、三の項に掲げるものを 除く)	次に掲げる事項を遵守して特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う場所(作業場)を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。 ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場の排気に JIS Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 本 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
		へ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器()用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ト 八、二及びへの確認をした年月日、確認の方法、確認の結果が近に確認した者の氏名並びに確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、当該措置の内容を記録し、その記録を特定工事が終了するまでの間保存すること。 チ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に石綿の飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の石綿を処理すること。

	作業の種類	作業等の基準
別表第七 二の項	石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を以下の方法で除去する解体作業及び改造・補修作業 除去の方法:掻き落とし、切断、破砕以外の方法 (三の項に掲げるものを除く)	次に掲げる事項を遵守して断熱材、保温材及び耐火被覆材を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に石綿の飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の石綿を処理すること。
別表第七 三の項	一の項、二の項に掲げる解体作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等の解体に当たり、予め特定建築作業の除去が著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の 効果を有する措置を講ずること。
別表第七 四の項	特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業	以下に掲げる事項を遵守して特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕により除去する場合は一の項のイからチまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項のイから八までに掲げる事項を遵守すること。 ロ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状況を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。

粉じんを迅速に測定できる機器:

デジタル粉じん計、パーティクルカウンター、リアルタイムファイバーモニター 等

作業方法等の掲示板の例

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ 当現場では、 労働基準監督署へ ・ 労働安全衛生法第88条第4項(労働安全衛生規則第90条第5号の2)の規定による計画の届出 ・ 石綿障害予防規則第5条第1項の規定による作業の届出 また、山梨県へ ・ 大気汚染防止法第18条の15第1項の規定による特定粉じん排出等作業実施の届出 を行っております。 大気汚染防止法に基づく届出者 名称: 代表者氏名: 住所: 労働基準監督署 届出年月日 平成 年 月 日 梨 県 届出年月日 平成 年 月 日 届出内容 (石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容) 平成 年 月 日~ 作業期間 石綿のばく露防止措置及び石綿粉じんの飛散防止措置の概要: 平成 年 月 日 平成 年 月 日(表示日) ・作業場所の隔離 ・立入禁止措置 ・湿潤措置 ・保護具・保護衣の使用 施工事業者名称: 代表者名: を石綿作業主任者に選任しています。 石綿に係る特別の教育を受講した者が作業を行っています。 受講した特別の教育: の実施した講習(平成 年 月受講) 現場責任者氏名: 連絡場所:

8. 罰則について

必要な届出をしない、又は作業基準適合命令等に従わなかった者等に対する罰則の規 定があります。

違反内容	罰則
作業基準適合命令等に違反した場合	6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金
届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に	(大気汚染防止法第33条の2第1項第1号)
関する計画の変更命令に違反した場合	
特定粉じん排出等作業の実施の届出をせ	3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
ず、又は虚偽の届出をした場合	(大気汚染防止法第34条)

9. 立入検査の実施について

作業基準の適合状況等を確認するため、作業期間内(主に隔離養生が終了し除去作業 等を開始する前の段階において)に職員が立入検査を行います。

10.環境調査について

特定粉じん排出等作業の隔離空間からの石綿の漏えい監視のための石綿濃度の測定は、施工事業者の自主的な取り組みとして、石綿飛散防止対策の効果を自ら点検し、その改善を図っていくという意味で有意義です。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――	丁つ时期の例 ニューニー
測定場所	測定を行う時期
敷地境界(4箇所)	作業前、除去作業中
集じん・排気装置排出口	装置の稼働時
セキュリティゾーンの入り口	除去作業中
施工区画内	隔離シート撤去前

測定場所と測定を行う時期の例

測定方法は、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014.6(環境省水・大気環境局大気環境課)」を参照してください。

11.測定結果等の報告について

特定粉じん排出等作業の終了後速やかに、実施した環境調査の結果について林務環境 事務所へ報告してください。

12.緊急時の対応措置について

緊急時の対応措置や連絡体制については、予め定めておいてください。

また、作業期間中に高濃度の環境測定結果(石綿繊維数濃度1本/Lを超える値)が判明した場合や、集じん排気装置等の異常が認められた場合は直ちに除去作業を中止し必要な対応措置を講ずるとともに、林務環境事務所環境課へ報告してください。

13. 届出書の提出先

大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業の届出書の提出先は、作業場所の所在 地を管轄する林務環境事務所です。

担 当 課 名	管轄市町村
中北林務環境事務所・環境課 【 韮崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎4階】 TEL: 0551(23)3090 FAX: 0551(23)3097	甲府市、韮崎市、南アルプス市、 北杜市、甲斐市、中央市、昭和町
峡東林務環境事務所・環境課 【甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎 3 階 】 TEL:0553(20)2739 FAX:0553(20)2728	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南林務環境事務所・環境課 【西八代郡市川三郷町高田111-1西八代合同庁舎 2 階 】 TEL:055(240)4141 FAX:055(240)4189	市川三郷町、 早川町、 身延町、 南部町、富士川町
富士・東部林務環境事務所・環境課 【都留市田原3-3-3 南都留合同庁舎 2 階 】 TEL: 0554(45)7811 FAX: 0554(45)7807	富士吉田市、都留市、大月市、 上野原市、道志村、西桂町、忍野村、 山中湖村、鳴沢村、 富士河口湖町、 小菅村、丹波山村

様式第3の4

特定粉じん排出等作業実施届出書

平成 年月日

山梨県知事 殿

甲府市 1 - 2 - 3 届出者 株式会社 山梨 代表取締役社長



[氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名]

電話番号 055-

特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の15第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の場所	甲府市 4-5-6	
	(特定工事の名称) 山梨 甲府事業所解体に伴う石	綿除去工事
特定工事を施工する者の氏名 又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名	代表取締役社長	
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7	
	1 の項 建築物等の解体作業(次項又は3の項を除く) 2 の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、 被覆材を除去する作業(掻き落とし、切断、又は破砕	
	定建築材料を除去するもの)(次項を除く) 3の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業	5001 5001A C 16
	4 の項 改造・補修作業	
特定粉じん排出等作業の実施	自 平成 年 月 日 整 理 番 号	
の期間	至 平成 年 月 日 受 理 年 月 日	
特定建築材料の種類	審査結果	
	2 石綿を含有する断熱材	
	3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。	
特定建築材料の使用面積	1 0 0 m ²	
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。	

_	•	
		建築物(耐火(準耐火)その他) 備 考
参	特定粉じん排出等作業の	延べ面積 1 4 0 0 m²(2 階建)
	対象となる建築物等の概	その他の工作物
考	要	
		株式会社 建設工業
事	特定工事を施工する者の	甲府営業所長
	現場責任者の氏名及び連	甲府市 1 - 1 - 1
項	絡場所	電話番号 055
		塗装株式会社 甲府市 1234
	下請負人が特定粉じん排	現場責任者
	出等作業を実施する場合	電話番号 055
	の当該下請負人の現場責	携帯電話 090-××××-×××
	任者の氏名及び連絡場所	

備考 1 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及び 特定建築材料の使用箇所を記入すること。

- 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄を もつて、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業 の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類とみなす。
- 3 印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。
- 5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

記入要領(様式第3の4・大気汚染防止法関係)

届出年月日

・ 届出書を提出する日を記入する。

宛名

山梨県知事の氏名を記入する。

届出者

- 届出者は、工事の発注者(契約者)または自主施工者
- ・ 届出者が個人の場合は、氏名、住所及び電話番号を記入するとともに認印を押印する。 届出者が法人の場合は、法人の名称、住所(登記されているもの)及び電話番号並びに代表者 の氏名を記入するとともに代表者印(登記されているもの)を押印する。
- ・ 届出者が法人の場合で、代表者が代表権を有していない場合は、代表権を有している者から当該代表者への委任状の添付が必要である。(当該代表者への委任状が添付されている場合であっても、届出者の名称及び住所には、登記されている法人(本社、本店等)の名称及び住所を記入すること。)
- ・ なお、氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法 人にあってはその代表者)が署名することができる。

届出区分

・ 該当しないものを線で消すなどして、届出区分を明示する。なお、届出区分は次のとおり。 通 常 の 工 事 の 場 合:大気汚染防止法第18条の15第1項 災害など緊急時の場合:大気汚染防止法第18条の15第2項

特定工事の場所

特定粉じん排出等作業を実施する場所及び特定工事の名称を記入する。

特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

・ 発注者から特定工事を請け負う受注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記入する。

特定粉じん排出等作業の種類

・ 該当する作業に 印を付ける。各項の具体的な作業の内容は、次表のとおり。

1の項	建築物等の解体作業に伴って、吹付け石綿等を除去する作業で、掻き落とし、 切断等を伴う作業
2の項	建築物等の解体作業に伴って、掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法(手ばらし等)で、石綿含有断熱材を建築部材を丸ごと除去する作業
3の項	倒壊するおそれがあるなど立ち入ることが不可能な現場での除去作業(解体後に除去する場合を含む。)
4の項	建築物等の解体を伴わない石綿の除去作業及び封じ込め、囲い込みの作業

特定粉じん排出等作業の実施の期間

・ 当該特定粉じん排出等作業に係る工事の開始年月日及び終了年月日を記入する。

なお、工事の開始年月日及び終了年月日は次の日となる。

工事の開始日: 養生作業等に着手する日であり、大気汚染防止法第18条の15第2項の

場合以外は届出日から14日以降となる。(例えば4月1日に届出を行った

場合、工事の開始日は4月16日以降となる。)

工事の終了日: 養生などを解いて除去作業が終了する日

特定建築材料の種類

・ 特定建築材料の種類の区分は次表を参照して 印を付ける。

区分	建築材料の具体例
吹付け石綿	吹付け石綿、 石綿含有吹付けロックウール(乾式・湿式)、 石綿含有ひる石吹付け材、 石綿含有パーライト吹付け材
石綿を含有する断熱材 (吹付け石綿を除く。)	屋根用折版裏断熱材、 煙突用断熱材
石綿を含有する保温材 (吹付け石綿を除く。)	石綿保温材、 石綿含有けいそう土保温材、 石綿含有パーライト保温材、 石綿含有けい酸カルシウム保温材、 石綿含有ひる石保温材、 石綿含有水練り保温材
石綿を含有する耐火被覆材 (吹付け石綿を除く。)	石綿含有耐火被覆板、 石綿含有けい酸カルシウム板第二種、 石綿含有耐火被覆塗り材

特定建築材料の使用箇所

・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図(主要寸法、特定建築材料の使用 箇所を記入)を添付する。

特定建築材料の使用面積

・ 特定建築材料が使用されている(覆われている)面積を記載する。 なお、使用している部分の面積は天井面、壁面、鉄骨の被覆部分等の合計であり、床面積では ないので注意する。

特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要

・ 対象となる建築物等が建築物の場合、耐火構造等の区分に 印を付け、建築物の延べ床面積及 び階数を記入する。建築物以外の場合、その他工作物の箇所に 印を付ける。

特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所

・ 当該特定工事を実施する現場責任者の氏名並びに現場事務所の所在地及び電話番号を記入する。現場事務所等がない場合は、現場責任者の携帯電話の番号等の連絡先を記入する。

下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

・ 当該工事を届出者が下請けに出す場合は、当該下請負人について と同様に記載する。

特定粉じん排出等作業の方法

	特定建築材料の処理方法	除去 囲い込み・封じ込め・その他
集じ	種類・型式・設置数	集じん排気装置 社 MCA100M型 1台
ん・排気装置	排気能力(m³/min)	30m³ /min (1時間当たり換気回数 6回) 隔離区画容積:300m³
装置	使用するフィルタの種類及び	HEPAフィルタ
	その集じん効率(%)	99.97%
使用する資材及びその種類		隔離壁用プラスチックシート、隔離床用プラスチックシート、 湿潤材 : アスシールSi3液他 (詳細は別添施工計画表参照)
その他の特定粉じんの排出		石綿含有保温材は、グローブバッグを使用し除去する
又は飛散の抑制方法		

備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。

- 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
- 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
- 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m³) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

記入要領(様式第3の4の別紙・大気汚染防止法関係)及び必要な添付書類

特定建築材料の処理方法

該当する作業に 印を付ける。

なお、届出書記入要領の 特定粉じん排出等作業の種類欄で4の項以外の場合の処理方法は「除去」のみとなり、届出書記入要領の 特定粉じん排出等作業の種類欄で4の項の場合は全ての処理方法が選択可能である。

種類・型式・設置数

・ 集じん機、排気装置の種類、形式(型番等)、設置する台数を記載する。

排気能力(m³/min)

・ 排気装置の排気能力を毎分の排気空気量及び隔離区画内の空気を一時間当たりに換気する回数 を記載する。複数台設置する場合は排気空気量については個別装置ごと及び合計値を記載し、換 気回数については合計値を記載する。なお、換気回数は次によって求めるものとする。

排気装置一台あたりの排気能力(m³/min)×台数=排気能力(m³/min)

60÷(施工区画の容積(m³)÷排気能力(m³/min))=換気回数(毎時)

使用するフィルタの種類及びその集じん効率(%)

· フィルタの種類及び集じん効率を記載する。

使用する資材及びその種類

・ 湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の資材をメーカー名品番など具体的 に記載する。

その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法

・ 除去作業実施にあたり隔離、湿潤化以外の方法で飛散を抑制した場合にはその方法(グローブバッグの使用など)の概略を記載する。

届出書に添付が必要な書類

- ・ 届出書に添付が必要な書類は、次表のとおりであり、併記できるものにつては、同一書類に記 入しても良い。
- · 書類は、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4版で作成する。

種類	NO	事 項	記載内容等
法則条2めに類が第の項る係の第一次でである。 おんしょう はんしょう はんしょく はんしん はんしょく はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんし	1	特定粉じん排出等作業の対象 となる建築物等の概要	延べ面積、耐火建築物・準耐火建築物 ・その他の建築物の別を明記したもの
	2	特定粉じん排出等作業の対象 となる建築物等の配置図及び 付近の状況	
	3	特定粉じん排出等作業の工程 を明示した特定工事の工程の 概要	
	4	特定工事を施工する者の現場 責任者の氏名及び連絡場所	
	5	下請負人が特定粉じん排出等 作業を実施する場合の当該下 請負人の現場責任者の氏名及 び連絡場所	
様式 3 の 4 以 の 4 の 4 の 係 の 4 の 係 の よ の 係 よ が 必 要 な ままままままままままままままままままままままままままままままままま	6	特定粉じん排出等作業の対象 となる建築物等の部分の見取 図	主要寸法、特定建築材料の使用箇所を 記入したもの
	7	作業場の隔離又は養生の状況、 前室及び掲示板の設置状況を 示す見取図	主要寸法、隔離された作業場所の容量 (m³)、集じん・排気装置の設置場所、 排気口及び掲示板の位置を記入したもの
その他	8	その他審査に必要な参考書類	必要に応じて提出

備考1 NO1、NO4及びNo5の事項については、届出書様式中に「参考事項」として記入欄が設けられており、そこに記入することで添付書類に代えることができる。

- 2 NO7の事項における掲示板に表示しなければならない事項は、次のとおりである。
 - (1) 法第18条の15第1項又は第2項の届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人に あっては、その代表者の氏名
 - (2)特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (3) 特定粉じん排出等作業の実施期間
 - (4) 特定粉じん排出等作業の方法
 - (5) 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所

参考(労働安全衛生法に基づく届出に係る添付書類との対応)

・ 大気汚染防止法及び労働安全衛生法の添付書類の対応関係はおおよそ以下のとおりであり、表中の注1~注4について、脚注の条件が満たされていれば、労働安全衛生法に基づく添付書類の写しを大気汚染防止法の届出において利用することができる。

なお、石綿障害予防規則の作業届出の物件については共用可能な図面は のみであるので、 について作成添付が必要となる。

大気汚染防止法に規定する書類	注意事項	労働安全衛生法に規定する書類
特定粉じん排出等作業の対象となる 建築物等の配置図及び付近の状況	注 1	(1) 仕事を行なう場所の周囲の状況及び 周囲との関係を示す図面
特定粉じん排出等作業の工程を明示 した特定工事の工程の概要	注 2	(6) 工程表(+4及び5の図面又は書面)
特定粉じん排出等作業の対象となる 建築物等の部分の見取り図	注3	(2) 建設等をしようとする建築物等の概要を示す図面
作業場の隔離又は養生の状況、前室 及び掲示板の設置状況を示す見取り図	注 4	(3) 工事用の機械、設備、建築物等の配置を示す図面 (5) 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面

注1: 同じものでも差し支えない。

注2: 特定粉じん排出等作業の工程が明示されている必要がある。なお、(1)や(5)の図面の中で工程について記載されていれば、それも該当する。

注3: 主要寸法及び特定建築材料使用箇所が記入されている必要がある。

注4: 主要寸法、隔離された作業場の容量、集じん・排気装置の設置場所、排気口及び掲示板の位置が記入されている必要がある。